

工 事 番 号							
設計年度	令和 8 年度	三原市公共下水道施設台帳作成業務委託 仕様書 公共下水道事業 三原市全域 仕 様 書					
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	請 負						
工事期間							
工 事 概 要			起 工 理 由				
汚水管登録業務（竣工図有） 雨水管登録業務（竣工図有） 取付管及び公共ます登録 マンホール蓋交換データ更新 システムセットアップ 下水道台帳図製本 現地調査用タブレット端末調整 ストックマネジメント情報データ取込 その他作業 圧送管附属物調査情報追加			L=2.00km L=0.60km N=114箇所 N=5箇所 一式 8冊 一式 一式 一式 L=12.32km				

一般仕様書

第1章 総 則

（適用の範囲）

第1条 この一般仕様書は、三原市公共下水道施設台帳作成業務委託（以下「本業務」という）に適用する。

（一般仕様書の適用）

第2条 本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い、施行しなければならない。

（費用の負担）

第3条 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

（法令等の遵守）

第4条 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（中立性の堅持）

第5条 受託者は常にコンサルタントとして中立性を堅持するよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第6条 受託者は本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（提出書類）

第7条 受託者は本業務の契約及び納品にあたって、発注者の契約約款に定めるものを提出しなければならない。

（主任技術者届及び技術者）

第8条 受託者は主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

主任技術者は、本業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

受託者は、本業務の適正な進捗をはかるため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

受託者は照査員を配置し、本業務の内容を常に照査しなければならない。

(審査)

第9条 受託者は、本業務納品時に発注者の審査を受けなければならない。

下水道台帳管理システムへのデータセットアップ時において、明らかに受託者の責めに伴う瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該システムの修正を行わなければならない。

(引渡し)

第10条 本業務の審査に合格後、特記仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって納品とする。

(関係官公庁等との協議)

第11条 受託者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(参考資料の貸与)

第12条 発注者は、本業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与する。

(疑義の解釈)

第13条 本仕様書及び特記仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議のうえ、これを定める。

(打合せ)

第14条 本業務にあたって、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

着手時及び調査の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

(入力上の疑義)

第15条 入力上疑義が生じた場合は、係員と協議のうえ、これらの解決に当たらねばならない。

公共下水道施設台帳作成業務 特記仕様書

(業務目的)

第1条 本仕様書は、三原市が管理する公共下水道施設を机上調査及び現地調査を実施して下水道施設台帳を作成することにより、台帳図・調書を効率的に管理し、日常業務・窓口サービスの向上を図り、適正な維持管理に寄与することを目的とする。尚、下水道施設台帳管理システム) については、機能改良及びデータの更新を行うものとする。

(業務概要)

第2条 業務概要は、以下のとおりとする。

作業項目	条件	単位	数量
汚水管登録作業	竣工図有り、現地作業有り	k m	2.00
雨水管登録作業	竣工図有り、現地作業有り	k m	0.60
取付管及び公共柵登録業務	宅地立入有り	箇所	114
マンホール蓋交換データ更新		箇所	5
システムセットアップ		式	1
公共下水道施設台帳図製本作成		式	1
現地調査用タブレット調整	タブレット	式	1
ストックマネジメント調査データ取込		式	1
その他作業		式	1
圧送管附属物調査		k m	12.32

(準拠法令等)

第3条 本業務は、本特記仕様書による他、以下の法令・規程に準拠し実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (2) 国土交通省制定「公共測量作業規程」
- (3) 下水道維持管理指針
- (4) 下水道法及び同施行規則
- (5) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き（日本下水道協会）
- (6) 下水の処理開始の公示事項に関する省令（昭和 42 年建設省・厚生省省令第 1 号）
- (7) 下水道台帳の調製について（昭和 53 年建設省都下企発第 73 号）
- (8) その他の関係法令

(疑義の協議)

第4条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合、又は見解を異にする事項がある場合は、三原市(以下「甲」という。)と協議し、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持義務)

第5条 乙は甲の貸与する図面・資料等及び業務によって知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。

- (1) 乙は秘密保持の為、I SMS (情報セキュリティーマネジメントシステム) 及びプライバシーマーク制度を契約担当部署及び作業担当部署において取得し、契約後10日以内に甲に対して、認証取得を証する書類の写しを提出するものとする。

(打合せ協議)

第6条 本業務の打合せ協議は、以下のとおりとする。

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり事前に甲と打合せを行い、円滑に業務を遂行するものとする。
- (2) 乙は、打合せ事項その他について、後日確認ができるように確認事項、立会人、内容等の明細を記載した打合せ簿を作成するものとする。

(業務実施計画書)

第7条 本業務の業務実施計画書は、以下のとおりとする。

- (1) 乙は、契約締結後、速やかに甲と打合せ協議を行い、作業計画をたて業務計画書(細部計画及び組織表を含む)並びに実施工程表を作成し、甲の承認を受けるものとする。
- (2) 組織表には、各作業の分担責任者及び担当者を定め経歴書及び取得免許を明記するものとする。

(土地の立ち入り)

第8条 土地の立ち入りは、以下のとおりとする。

- (1) 乙は、他人の占有する土地に立ち入って測量又は、調査する必要がある場合は、三原市長が発行した身分証明書を携帯し、関係人の請求があった時はこれを提示する。
- (2) 乙は、他人の占有する土地に立ち入る場合はあらかじめ当該土地の占有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意しなければならない。尚、問題が生じた場合は速やかに甲へ報告するものとする。

(土地の使用等)

第9条 乙は、植物、かき若しくは工作物を一時使用する時は所有者の承諾を得て行わなければならない。

(官公署への手続き等)

第10条 作業実施のための必要な関係官公署に対する諸手続きは、監督員と打ち合わせのうえ、受託者に於いて迅速に処理するものとする。

(補償)

第11条 本業務遂行のための伐採、その他の補償の対称となるものについては、事前に甲の指示を受けて処理するものとする。

(損害賠償)

第12条 本業務施行に当っては、障害その他事項発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。事故障害等の生じた場合の補償に要する費用は乙の負担とする。

(資料管理・情報保護)

第13条 本業務において、甲より貸与される資料及びデータについて、乙は、その重要性を認識し良識ある判断に基づき資料、データの破損、紛失、盗難等の事故が無いように取り扱うものとする。また情報の保護及び品質管理の観点から以下の資格を取得していなければならないものとし、受託者はその認証を証明する登録証の写しを提出するものとする。

(目的外使用禁止)

第14条 乙は、本業務を処理する為に収集、作成した個人情報や引き渡された資料等を業務遂行目的以外に使用、又は第三者に提供してはならないものとする。

(複写・複製の禁止)

第15条 乙は、本業務を処理する為に甲から引き渡された資料等を甲の承認無く複写又は、複製してはならないものとする。

(返還義務)

第16条 本業務に於ける貸与資料は下記のとおりとし、乙は、本業務を処理する為に、引き渡された資料等を業務完了後、速やかに甲に返還しなければならないものとする。

- (1) 下水道施設台帳資料
- (2) 下水道施設平面図原図及び数値地形データ
- (3) 工事竣工図
- (4) 下水道事業計画図
- (5) 令和7年度ストックマネジメント計画管路調査業務委託成果品
- (6) その他必要と認められる資料

(成果品の瑕疵)

第17条 納品後、成果品の瑕疵が発見された場合、甲の指示に従い必要な処理を乙の負担にて行うものとする

第2章 汚水・雨水管登録作業（竣工図有）

（計画準備・打合せ協議）

第18条 計画準備とは、作業数量及び範囲を考慮して、合理的に業務が実施できるように、作業計画の立案を行い、適切な人員配置、使用機器の選定を行うものとする。また、打合せ協議は、2回とするが、必要に応じて実施するものとする。

（資料収集整理）

第19条 資料収集整理は、甲が所有している下水道管渠及び公共樹竣工図等の資料について収集し整理を行うものとする。

（マンホール調査）

第20条 マンホール調査は、調査箇所毎に下記の手法のうちいずれかを選択しマンホールの位置を測定するものとする。

- （1）SSP(SmartSOKURYO POLE)測量にてマンホール中心座標を取得する。
- （2）明確な地物（道路縁、構造物、電柱等）からマンホールの中心までの距離をオフセット測量により取得する。
- （3）受託者で調達する三次元点群データ及び沿道映像データを用いてマンホール中心を図化手法にて取得する。なお、利用するデータは、MMS（MobileMappingSystem）NETIS:KK-090011-Aの計測機器を用いた成果とし、解析後予測誤差の許容値が0.25m以下であることとする。

（データ入力原稿図作成）

第21条 収集整理を行った、下水道台帳平面図等より、後続作業で利用する為の基図の作成を行うものとする。また編集時に疑義が生じた場合は甲と協議し、甲の指示に従うものとする。

（下水道施設データ入力）

第22条 下水道施設データ入力は、前条にて作成した入力原稿図を基に、管渠図形及びマンホール・樹位置について、座標観測機（GISソフト）を用いて、施設図形データの作成を行うものとする。尚、作成する施設図形データは、汚水と雨水のレイヤ区分分けを行い、既導入済下水道台帳管理システム上での運用を行う為、PasCAL・GeoDataBase形式にて作成を行うものとする。

（下水道属性データ入力 汚水）

第23条 下水道属性データ入力（汚水）は、各施設の属性項目について入力票に記入し、属性データの入力を行うものとする。属性項目については原則として以下の項目とし、その他必要な項目については甲と協議を行い決定するものとする。尚、下記の項目については、単位・表示に合わせるものとする。

- （1）管渠・取付管・・・番号、管種、口径、延長、管低高、敷設年度、勾配数値、
処理区、処理分區

- (2) マンホール ・ ・ ・ 種別、寸法、地盤高
 (3) 柵 ・ ・ ・ 番号、種類、取付距離、上流からの距離、柵深さ

種類	単位	表示
データ区分	—	汚水区分
処理区、処理分区名	—	処理区、処理分区名称
地盤高	m	小数点以下 3 位
管底高	m	小数点以下 3 位
管径	mm	呼び径
勾配	‰	小数点以下 2 位
延長	m	小数点以下 2 位
管渠材質	—	記号
人孔位置の支距	m	小数点以下 2 位
柵の位置	m	小数点以下 2 位
柵の形状	—	呼び径、形状記号併用
柵の深さ	m	小数点以下 2 位

(下水道属性データ入力 雨水)

第24条 下水道属性データ入力（雨水）は、各施設の属性項目について入力票に記入し、属性データの入力を行うものとする。属性項目については原則として以下の項目とし、その他必要な項目については甲と協議を行い決定するものとする。尚、下記の項目については、単位・表示に合わせるものとする。

- (1) 管渠・取付管 ・ ・ ・ 番号、管種、口径、延長、管底高、敷設年度、勾配数値、排水区、排水分区名、放流先
 (2) マンホール ・ ・ ・ 種別、寸法、地盤高
 (3) 柵 ・ ・ ・ 番号、種類

種類	単位	表示
データ区分	—	雨水区分
排水区、排水分区名	—	排水区、排水分区名称
地盤高	m	小数点以下 3 位
管底高	m	小数点以下 3 位
管径	mm	呼び径
勾配	‰	小数点以下 2 位
延長	m	小数点以下 2 位
管渠材質	—	記号
放流先	—	放流先名称

(データ処理)

第25条 データ処理は、電算処理により更新を含んだ全データについて、施設図形データと下水道属性データ（汚水・雨水）との関連付け処理を行うものとする。なお、関連付けについては、下水道管理システムで利用可能とするコード化を行い、下水道データベースの作成を行うものとする。

又、合わせて、データチェックを次のとおり実施するものとする。

- (1) 入力した施設図形及び属性データについて出力を行い、入力原稿図とのチェックを行い、誤り等有る場合は修正を行うものとする。
- (2) データ処理されたデータは、第3章で作成するデータと合わせて、下水道台帳管理システムにインストールするものとする。

(取付管及び公共枿登録、宅地立入有り)

第26条 既存の下水道台帳の整備後に新設された取付管及び公共枿について、枿設置申請図書を基にして、取付管及び公共枿データの入力を行うものとする。なお、「枿深さ」「人孔位置の支距」にて不整合があるものは、現地調査を行うものとする。現地調査仕様については第3章と同様、データ入力仕様については第2章と同様とする

(宅内マンホールポンプ登録、宅地立入無し)

第27条 既存の下水道台帳の整備後に新設された宅地マンホールポンプについて、設置申請図書を基にして、宅地マンホールポンプの入力を行うものとする。データ入力仕様については、第2章と同様とする。

(公共枿設置確認)

第28条 既存データにて、現在キャップ止となっている枿のうち、下水道台帳の整備後に設置された枿について、現地確認調査を行い、公共枿データの入力（修正）を行うものとする。現地調査仕様については第3章と同様、データ入力仕様については第2章と同様とする。

第3章 マンホール蓋交換データ更新

(資料収集整理)

第29条 資料収集整理は、甲が所有している工事資料等を収集し整理を行うものとする。

(マンホール蓋入力原稿図作成)

第30条 工事資料より、入力原稿図にマンホールに属性の記入を行い、マンホール蓋入力原稿図の作成を行うものとする。

- (1) 各属性は、管渠・マンホール等の施設と重ならないように表示するものとする。
- (2) 本原稿図は、成果品とのチェックに利用するため、成果品と同レベルにて作成するものとする。

(マンホール蓋交換データ更新)

第31条 マンホール蓋交換データ更新は、マンホール蓋入力原稿図を基に、工事番号及び工事名称等の属性データを入力するものとする。

第4章 システムセットアップ

(下水道台帳管理システム(PasCAL 下水道)へのセットアップ)

第32条 データ処理後のデータを「下水道台帳管理システム (PasCAL 下水道)」にセットアップを行うものとする。セットアップ時には、既に登録されているデータと同一の定義にあわせることはもちろん、表現方法など不一致が発生しないように留意して実施するものとする。

なお、セットアップ時は、予めバックアップデータを基に動作確認を実証するとともに、甲の立会いのもと、正常にセットアップされたか検証をうけるものとする。又、システムの特徴や機能、データ格納場所を熟知した技術者が行うものとし、システムの稼動が停止しないものとする。

(データ処理)

第33条 「下水道台帳管理システム (PasCAL 下水道)」にセットアップしたデータを、「庁内統合型 GIS」および「デジタルマップみはら」へ搭載できるようデータの集約化処理を行うものとする。

汚水	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水
雨水	公共下水道、漁業集落排水

また、「庁内統合型 GIS」および「デジタルマップみはら」へ搭載するレイヤは、以下のとおりとする。

汚水	管渠、人孔、取付管、柵、その他点、管渠注記、管渠引出線、人孔注記、柵注記
雨水	管渠、人孔、取付管、柵、その他点、管渠注記、管渠引出線、人孔注記、柵注記

(庁内統合型 GIS システムセットアップ)

第34条 データ処理後のデータを庁内統合型 GIS にセットアップを行うものとする。

(デジタルマップみはらセットアップ)

第35条 デジタルマップみはらに、下水道台帳マップ(1 マップ)を設定し、庁内統合型 GIS にセットアップしたデータと同様のデータを搭載するものとする。なお、下水道レイヤが保有する属性情報は表示せず、印刷機能における用紙テンプレートは A4 縦の 1 パターンとする。

(動作検証)

第36条 前条までにシステムに搭載したデータについて、各種システムで正常に稼働するかについて、動作検証を行うものとする。

(現地調査用タブレット端末調整)

第37条 現地調査用タブレット端末調整は、更新されたデータをタブレット端末にセットアップし、データの更新を行うものとする。

第 5 章 ストックマネジメントデータ取込

(ストックマネジメント調査データ取込)

第38条 下記の令和 7 年度ストックマネジメント計画管路調査業務委託にて行った対象の既設の管渠と人孔の緊急度・健全度判定結果を既導入済下水道台帳管理システムの別レイヤとして取込、データ管理を行えるよう整備する。

(1) GIS データ(Shape 形式)及び PDF ファイル(カメラ調査・管口カメラ調査結果など)を搭載用データとして整理し、システムへ搭載する。

(PDF ファイルは個別に分けて提供するものとする)

(2) 下水道台帳データとは別レイヤにて取込み、データ検証の上システム設定を行う。

令和 7 年度ストックマネジメント計画管路調査業務成果	
(汚水)	
・管口カメラ点検工	N = 1446 箇所
・マンホール目視調査工	N = 9 箇所
・TV カメラ調査工	L = 181m
(雨水)	
・管口カメラ点検工	N = 522 箇所

(3) 令和 6 年度ストックマネジメント実施・計画策定業務委託にて計画の見直しを行ったため、重要路線系統図等を取込、データ管理を行えるよう整備する。

第6章 その他作業

(公共下水道管路特別重点調査業務委託の調査情報追加)

第39条 令和7年度に実施された公共下水道管路特別重点調査業務委託にて行った対象の既設の管渠と人孔の緊急度・健全度判定結果を既導入済下水道台帳管理システムの別レイヤとして取込、データ管理を行えるよう整備する。

(1) GIS データ (Shape 形式) 及び PDF ファイル (カメラ調査・管口カメラ調査結果など) を搭載用データとして整理し、システムへ搭載する。

(PDF ファイルは個別に分けて提供するものとする)

(2) 下水道台帳データとは別レイヤにて取込み、データ検証の上システム設定を行う。

公共下水道管路特別重点調査業務委託) 業務成果	
(雨水)	
・ 潜行目視調査工	L =4839m
・ 空洞調査工	L =4706m

(修繕工事登録)

第40条 「公共下水道維持修繕業務委託」にて調査された維持修繕情報を下水道台帳管理システムにて閲覧できるよう、データ処理を行うものとする。

(1) 本業務の対象データは平成 27 年度から令和 4 年度、令和 6 年度から令和 7 年度の計 10 ヶ年分とする。

(2) 修繕工事が実施された場所を、ポイントデータにて位置情報を GIS データとして整備するものとする。そのポイントデータに、甲が貸与する維持修繕情報の調書 (PDF データ) を関連付ける処理を行い、下水道台帳管理システム上で、該当の箇所をクリックすると調書データが表示されるよう設定を行うものとする。

第7章 圧送管附属物調査

(現地調査資料作成)

第41条 現地調査資料作成は、既存 GIS データにて圧送管で入力されている箇所を抽出・整理し、現地調査用の資料作成を行うものとする。

(現地調査及び調査結果入力)

第42条 作成した現地調査資料を用いて、現地調査を実施する。現地で確認する内容は、圧送管上に設置されている仕切弁及び空気弁の位置とし、現地にて確認できたものについて下記の手法のうちいずれかを選択し対象地物の位置を測定するものとする。

(1) SSP(SmartSOKURYO POLE)測量にて対象地物の中心座標を取得する。

(2) 明確な地物(道路縁、構造物、電柱等)から対象地物の中心までの距離をオフセット測量により取得する。

現地調査結果をもとに、仕切弁及び空気弁の位置について、座標観測機(GISソフト)を用いて取得する。取得した弁栓と既存管渠のズレについては、管渠データを修正することで補正するものとする。

第7章 成果品その他

(成果品)

第43条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 下水道施設台帳縮小版製本 (カラー出力図 S=1/1、000、汚水) | 4 冊 |
| (2) 下水道施設台帳縮小版製本 (カラー出力図 S=1/1、000、雨水) | 4 冊 |
| (3) 下水道施設台帳調書出力
(総括調書、下水道区間調書、管渠延長調書、マンホール及び枳調書) | 1 式 |
| (4) 施設データファイル (PasCAL GeoDataBase 形式) | 1 式 |
| (5) 下水道施設台帳図 PDF 図面データ | 1 式 |
| (6) 業務報告書 | 1 部 |
| (7) その他監督員の指示するもの | 1 部 |

(検査)

第44条 本業務は、図面及び調書等の成果品を提出し、内容等の検査に合格したときに完了と認める。成果の納入後、乙の責に帰すべき事由による修正箇所が発見された場合には、その者の責により速やかに修正すること。

(成果品の帰属)

第45条 成果品の帰属はすべて発注者側とするものとし、乙が成果品を許可なくこれを使用し、流用してはならないものとする。

(その他)

第46条 成果品のうち、甲の指示する資料は、返還要求のあるまで良好な管理のもとに無償で保管しなければならない。また、甲が必要とする時はただちに成果品の提出を行うものとする。

業務数量総括表

頁 1

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
公共下水道施設台帳作成業務					
公共下水道施設台帳作成業務				1	レベル1
公共下水道施設台帳作成				1	レベル2
公共下水道施設台帳作成				1	レベル3
汚水管登録業務				1	レベル4
雨水管登録業務				1	レベル4
取付管及び公共ます登録業務				1	レベル4
マンホール蓋交換データ更新				1	レベル4
システムセットアップ				1	レベル4
下水道台帳図製本作成				1	レベル4
現地調査用タブレット端末調整				1	レベル4
ストックマネジメント情報データ取込				1	レベル4
その他作業				1	レベル4
圧送管附属物調査				1	レベル4
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
** 直接測量費 **					

業務数量総括表

頁 2

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
諸経費					
* * 業務価格 * *					
消費税等相当額					
* * 測量業務費 * *					
消費税相当額計					
業務費計					

業務数量総括表

頁 3

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 59 三原市 00-08.08.01(0)		凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

公共下水道施設台帳作成業務 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
公共下水道施設台帳作成業務					X1000
公共下水道施設台帳作成業務					Y2A01 レベル1
公共下水道施設台帳作成	1	式			Y2A0102 レベル2
公共下水道施設台帳作成	1	式			Y2A010201 レベル3
公共下水道施設台帳作成	1	式			Y2A01020101 レベル4
汚水管登録業務	1	式			V0001 00
竣工図等收集整理	2.00	km			単第0 -0001 表
現地調査 竣工図有り	2.00	km			V0002 00
データ入力原稿図作成	2.00	km			単第0 -0002 表
下水道施設データ入力	2.00	km			V0003 00
	2.00	km			単第0 -0003 表
	2.00	km			V0004 00
	2.00	km			単第0 -0004 表

公共下水道施設台帳作成業務 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
下水道施設データ処理					V0005 00
	2.00	km			単第0 -0005 表
下水道台帳調書作成					V0006 00
	2.00	km			単第0 -0006 表
雨水管登録業務					Y2A01020101レベル4
	1	式			
下水道施設データ入力					V00010 00
	0.60	km			単第0 -0007 表
下水道施設データ処理					V00011 00
	0.60	km			単第0 -0008 表
下水道台帳調書作成					V00012 00
	0.60	km			単第0 -0009 表
竣工図等收集整理					V0007 00
	0.60	km			単第0 -0010 表
現地調査 竣工図有り					V0008 00
	0.60	km			単第0 -0011 表
データ入力原稿図作成					V0009 00
	0.60	km			単第0 -0012 表

公共下水道施設台帳作成業務 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
取付管及び公共ます登録業務					Y2A01020101レベル4
	1	式			
竣工図等收集整理					V00013 00
	114	箇所			単第0 -0013 表
現地調査用資料作成					V00014 00
	114	箇所			単第0 -0014 表
現地確認調査					V00015 00
	114	箇所			単第0 -0015 表
データ入力原稿図作成					V00016 00
	114	箇所			単第0 -0016 表
取付管及び公共ますデータ入力					V00017 00
	114	箇所			単第0 -0017 表
取付管及び公共ますデータ処理					V00018 00
	114	箇所			単第0 -0018 表
マンホール蓋交換データ更新					Y2A01020101レベル4
	1	式			
竣工図等收集整理					V00019 00
	5	箇所			単第0 -0019 表

公共下水道施設台帳作成業務 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
データ入力原稿図作成					V00020 00
	5	箇所			単第0 -0020 表
マンホール蓋交換データ更新					V00021 00
	5	箇所			単第0 -0021 表
システムセットアップ					Y2A01020101レベル4
	1	式			
データ処理					V00022 00
	1	式			単第0 -0022 表
既存システム（PasCAL）へのセットアップ					V00023 00
	1	式			単第0 -0023 表
庁内統合型GISシステムセットアップ					V00024 00
	1	式			単第0 -0024 表
デジタルマップみはらセットアップ					V00025 00
	1	式			単第0 -0025 表
動作検証					V00026 00
	1	式			単第0 -0026 表
下水道台帳図製本作成					Y2A01020101レベル4
	1	式			

公共下水道施設台帳作成業務 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
下水道台帳図面出力 A2サイズ、S=1/1,000	674	枚			V00027 00 単第0 -0027 表
下水道台帳図製本 汚水、S=1/1,000	4	冊			V00028 00 単第0 -0028 表
下水道台帳図製本 雨水、S=1/1,000	4	冊			V00029 00 単第0 -0029 表
現地調査用タブレット端末調整	1	式			Y2A01020101レベル4
現地調査用タブレット端末調整	1	式			V00030 00 単第0 -0030 表
ストックマネジメント情報データ取込	1	式			Y2A01020101レベル4
既存資料データ整理	1	式			V00031 00 単第0 -0031 表
GISデータ及びファイリングデータ移行	1	式			V00032 00 単第0 -0032 表
データ検証	1	式			V00033 00 単第0 -0033 表

公共下水道施設台帳作成業務 内訳表

頁0 -0007

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
システム設定	1	式			V00034 00 単第0 -0034 表
計画見直しの搭載	1	式			V00035 00 単第0 -0035 表
その他作業	1	式			Y2A01020101レベル4
既存資料データ整理	1	式			V00036 00 単第0 -0036 表
GISデータ及びファイリングデータ移行	1	式			V00037 00 単第0 -0037 表
データ検証 特別重点調査	1	式			V00038 00 単第0 -0038 表
GISデータ入力	1	式			V00039 00 単第0 -0039 表
データ検証 修繕工事	1	式			V00040 00 単第0 -0040 表
システム設定	1	式			V00041 00 単第0 -0041 表

公共下水道施設台帳作成業務 内訳表

頁0 -0008

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
圧送管附属物調査					Y2A01020101レベル4
	1	式			
現地調査用資料作成					V00042 00
	12.32	km			単第0 -0042 表
現地調査およびデータ入力					V00043 00
	12.32	km			単第0 -0043 表
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
＊ ＊ 直接測量費 ＊ ＊					
諸経費					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					
業務価格計					
消費税相当額計					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					
業務費計					

施工単価表

頁0 -0009

竣工図等收集整理

V0001

單第0 -0001 表

50

km

当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

現地調査
竣工図有り

V0002

單第0 -0002 表

50

km 当り

[illegible]

施工単価表

データ入力原稿図作成

V0003

單第0 -0003 表

頁0 -0011

50

km

当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

下水道施設データ入力

V0004

單第0 -0004 表

50

km

当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

下水道施設データ処理

V0005

單第0 -0005 表

50

km 当り

[illegible]

施工単価表

下水道台帳調書作成

V0006

單第0 -0006 表

頁0 -0014

50

km

当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

下水道施設データ入力

V00010

單第0 -0007 表

50

km 当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

下水道施設データ処理

V00011

單第0 -0008 表

50

km 当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

下水道台帳調書作成

V00012

單第0 -0009 表

50

km

当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0018

竣工図等收集整理

V0007

單第0 -0010 表

50

km

当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0019

現地調査
竣工図有り

V0008

單第0 -0011 表

50

km 当日

[illegible]

施工単価表

データ入力原稿図作成

V0009

單第0 -0012 表

頁0 -0020

50

km

当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0021

竣工図等收集整理

V00013

單第0 -0013 表

1000

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

現地調査用資料作成

V00014

單第0 -0014 表

頁0 -0022

1000

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0023

現地確認調査

V00015

單第0 -0015 表

1000

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

データ入力原稿図作成

V00016

单第0 -0016 表

頁0 -0024

1000

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0025

取付管及び公共ますデータ入力

V00017

單第0 -0017 表

1000

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0026

取付管及び公共ますデータ処理

V00018

單第0 -0018 表

1000

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0027

竣工図等收集整理

V00019

單第0 -0019 表

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0028

データ入力原稿図作成

V00020

單第0 -0020 表

1000

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0029

マンホール蓋交換データ更新

V00021

單第0 -0021 表

1000

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0030

データ処理

V00022

單第0 -0022 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

既存システム（PasCAL）へのセットアップ

V00023

单第0 -0023 表

頁0 -0031

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0032

庁内統合型GISシステムセットアップ

V00024

單第0 -0024 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

デジタルマップみはらセットアップ

V00025

單第0 -0025 表

頁0 -0033

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0034

動作検証

V00026

單第0 -0026 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0035

下水道台帳図面出力

V00027

單第0 -0027 表

A2サイズ、S=1/1,000

500

枚 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0036

下水道台帳図製本
汚水、S=1/1,000

V00028

單第0 -0028 表

10

冊 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0037

下水道台帳図製本
雨水、S=1/1,000

V00029

單第0 -0029 表

10

冊 当り

[illegible]

施工単価表

現地調査用タブレット端末調整

V00030

單第0 -0030 表

頁0 -0038

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0039

既存資料データ整理

V00031

單第0 -0031 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

GISデータ及びファイリングデータ移行

V00032

單第0 -0032 表

頁0 -0040

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0041

データ検証

V00033

單第0 -0033 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0042

システム設定

V00034

單第0 -0034 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0043

計画見直しの搭載

V00035

單第0 -0035 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

既存資料データ整理

V00036

單第0 -0036 表

頁0 -0044

式 当り

[illegible]

施工単価表

GISデータ及びファイリングデータ移行

V00037

单第0 -0037 表

頁0 -0045

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0046

データ検証
特別重点調査

V00038

單第0 -0038 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

GISデータ入力

V00039

單第0 -0039 表

頁0 -0047

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0048

データ検証
修繕工事

V00040

單第0 -0040 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0049

システム設定

V00041

單第0 -0041 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

現地調査用資料作成

V00042

單第0 -0042 表

頁0 -0050

10

km

当日

[illegible]

施工単価表

頁0 -0051

現地調査およびデータ入力

V00043

單第0 -0043 表

10

km

当日

[illegible]

令和8年度 公共下水道施設台帳作成業務委託 数量集計表

処理分区及び排水区	汚 水				雨 水		
	竣工図面有 (km)	取付管及び公共ます (箇所)	公共ます設置確認 (箇所)	マンホール蓋交換 (箇所)	竣工図面有 (km)	マンホール蓋交換 (箇所)	
【汚水】							
三原東処理分区	0.16	14					
港町処理分区	0.16	2					
船屋処理分区							
三原西処理分区	0.64	16					
円一第1処理分区	0.01	2					
円一第2処理分区							
和田処理分区							
江南処理分区							
宗郷処理分区							
明神処理分区							
沼田東第3処理分区							
本郷第1処理分区							
本郷第3処理分区	0.02						
本郷第4処理分区							
下北方処理分区							
東本通川第2排水区	0.97						
大和特環	0.02						
漁業集落				5			
本郷第2処理分区							
その他	0.02	80					
【雨水】							
城町第1排水区							
城町第2排水区							
城町第3排水区							
港町第1排水区					0.01		
港町第2排水区							
松江沖川排水区							
宮沖排水区							
皆実第1排水区							
小原排水区							
東本通川第1排水区							
東本通川第2排水区					0.55		
和田排水区							
その他					0.05		
合計	2.00	114	0	5	0.60	0	